

VI 昭和20年労働組合法関係の補遺

1. 第一回労務法制審議委員会整理委員会

- ・ 原本は手書きのメモで、片仮名で筆記されている。読みやすいように平仮名で復元した。漢字は新旧字体が混在しているのをそのままの形で収録し、判読困難な箇所は□で示した。

史料出所：東京大学社会科学研究所「『旧労働三法』
立法資料関係等—松岡三郎教授資料」

第一回整理委員会記事

第一回労務法制審議委員会整理委員会

昭和二〇年十一月一日 午前一〇時東亜研究所

昭和二〇年十一月二日発勞第一号労働争議の調停に関する件依命通牒を書記官朗読す
(別紙)

末弘 通牒の趣旨は□とするが、召喚する権利と材料を提出させる権利がないから、どうしても法律によらねばならぬ。(一三条)

大野 本通牒は事前調停をしてやるが、今迄事前調停をしなかつたのは、それをすると色んなものが漏れるからであるか。

西尾 否、資本家が事前調停をきらつたのだ。

末弘 本通牒に於ても調停委員を天下り式に選ぶと云ふ印象を與へてやるのはよくない。労働組合に相談すると云ふ形をとらねばならぬ。

西尾 委員を各三名づつとするのはいけない。三人であると威勢のよい一人にひきずられ易い。従つて話がまとまらない。一人の方がよい。或は二人づつとする方がよい。とり敢へず話会で落着くようにする。勿論資料に基いて科学的に調停することの方に発達してゆくであらうが。

末弘 三人にしておいて、実際には一人でやると云ふ風にしてもよいでないか。

局長 三人にしておいて、適当な数を選んで実際にやらせるようにしよう。

末弘 アメリカは三人で而も下に専門家がついてやる。

書記官 三人はマツカツサーの方から言つてきた。

大藏 末弘の意見書〔本史料研究Ⅲ73頁以下所収〕を幹事案としてそれを中心としてやる。

大野 末弘の意見書をテキストとして論議をすゝめてゆくこととする 事務当局の作った整理委員会の整理意見はすてることとする

先づ第一條に法の目的を書くがそれほどのように書いたらよいか

西尾 労働組合法制定の目的は労働者の自主的團結を圖り之を大部助長し以て労働者の政治的經濟的社会的地位を向上せしめると共に産業の民主化を圖り更に進んで社会文化の向上に貢獻せしめんとするものなること明白なり

大野 本意見書と同じでないか

桂 本意見書には労働を如何に把握するか、こゝに何も書いていない。今後の經濟は等価交換の世界である。このことを是非書いてもらひたい。

末弘 みんなの意見をとりいれる。それを明文で書くようにする

大野 次に〔二〕について

末弘 賃金委員会について、法律の表面には出さない。然し法律の最後に本法運用の機関を書く、即ち労働調停委員がそれである。之は調停、労働組合のことをやる、又未組織の労働組合の内容を調査する。次に協調組合について、之を正面からしとめることをやる。先づ組合の定義を書く。そこで左に掲ぐるものは本法に依る労働組合と認めないと云ふ風を書く。例へば国家の補助を受けるものは労働組合ではないと書く。

桂 一度補助金を受けたら労働組合となくなるか。

末弘 そこは難しい。労働組合と共済組合とを□□つた方がよいと思ふが、そう云ふことはできないから、補助金を禁ずるとか何かの方法をとる

桂 労働組合と共済組合とは一緒にする方がよい

西尾 労働組合は共済もやる。労働組合と競合するような共済施設は禁ずる。

末弘 補助金を受けた場合どうなる。

西尾 補助金を受けてもよい。

山中 補助金といつても色々ある。福利施設に関するものと労働組合の性格を奪ふものとは異なる。

末弘 福利施設に関するものは補助金を受けてもよいと書いてもよい

大野 そーまでしなくてよい。

西尾 労働組合は自主的にやつてゆくようにしたい。その意味で補助金を受けると云ふことは邪道である。

桂 自主性を阻害しなければ補助金をもらつてもよい。

大野 トレイドボードのことを法文に書くか。

末弘 書かない。書かないで労働条件、労働争議等の調査をやる別の機関をやる。

山中 末弘に賛成。農林組合は労働組合でもなく或は未組織でもない。そこで現実にある團體をあるまゝに發展させる。労働組合がどうなるかは労働組合法によるのでない。それは産業がどんな形をとるかによつて異なる。それ故労働組合が動くとしたらどうきめたらよいかを法に書くに止める。而して組織可能でないものは法に書かなくてもよい。

鮎沢 それはN・R・Aの時にも問題となつた。協調組合がとりあげられなかつた。日本に於ても、今度こそ以前の残滓をとりぞいて対外関係について、大きな所を□せなければならぬ。

大野 〔二〕(イ)(ロ)について 協調組合ははずす。未組織のものについての色々の職

能は賃金委員会の権限の中に入れる。

松岡 産報は労働者の活潑な議論がでない。そこで労働者が何を考へてやるか分らない。

産報ができてよいと云はれる場合がある。然しそれは産報ができた爲めによくなつたのでない。そう云ふ所では始めからよかつたのである。そこで私は産報の中央組織だけでなく個々の事業場の産報組織即ち単位産報組織を解散しなければならぬ。産報組織をこの際一掃するようになければならぬ。鮎沢、深川はマツカツサーからの干渉を考へよと言はれたが、その点から考へても一掃すべきである。

桂 産報をなくすることは産報精神をなくすることである。そうだとしたら産報的残滓も悉くなくすべきである。

大野 未組織のものはトレイド・ボードに譲る。協調組合は書かないと云ふことになるか。

未弘 労務調停委員会の権限の中にトレイド・ボードのことを書く。

大野 それは組合の中に入るのではないか。

未弘 未組織のものが多く、その悪い労働条件をどうしたらひきあげることができるか。トレイドボード的なものでゆくのか、或は労務調停委員会をつくるのか。之は決議による。法律によらない。

(イ) その通り。最後に書き入れる。

(ロ) は定義の中から除外す。労働組合保護の規定でこう云ふものを除外す

西尾 組織できないものは今の所私の頭に□□ない。労働組合法の中にいれない。賃金委員会の中で取扱はない方がよい。

未弘 日本では半農、半工、内職的なものが多い。みぢめなものが多い。之は組合の妨げになる。ほつておけない。そこで労務調停委員会の権限の所におくことは過渡的である。

大野 (イ) トレイドボードに入れる。協調組合のことは書かないことにする。

未弘 [三] 第二条について、

(イ) 経済法規、警察犯処罰令、行政執行法、暴力行為取締法、刑法等によつて労働組合の運動が妨げられたものが多い。そこで凡そこう云ふものを止めると云ふのが政治的意味をもつ。廃止の外に、不適切と云ふことも書く。

(ロ) 松岡が言はれた如く色々な事実を書く。

(ハ) フランス法によれば、法によるに非ざれば団体をつくり得ないが之と□に反対に、自由にする。

西尾 労働組合の組合員たるの故を以て解雇することを得ない……大正十四年の社会局案の如く之に罰則を設けるか

鮎沢 □□労働組合の如く組合の推薦した代表者のみが発言し得、組合員の中から労務調停委員を選ぶといふ風にする

大野 (イ) (ロ) (ハ)、大体之でよいことにしよう。

未弘 [四] につい、(イ) は [三] (イ) と一緒に書きたい。

西尾 (ハ) について、抽象的なことより具体的文字をだす。どの程度のことが同情罷業と見、どの程度のものを政治的ストライキと呼ぶか。之は文字の問題

大野 趣旨は之でよいとし、文字を研究すること

桂 幹部統制に拘らず、下の者がやることがあり得るか。

松岡 あり得る。

大野 (ハ) について問題にすべきである。〔五〕について問題なし「第一」定義について
山中 できるだけ広い内容をもたせる爲め、あまり明確に書かない方がよい。「労働条件の
維持」よりも「労働生活の維持」向上の方がよい。米国では労働条件より労働生活と訂
正した。労働組合は雇傭条件の面より公の政治的面から強調する方がよい。

桂 労働条件は就業条件より広いか

山中 広い

書記官 従来 of 法律の用語では扶助は入らない。

松岡 労働組合が労働生活のことを全部考へなければ資格が與へられなくては困る。労働
条件だけのことを考へた方がよい。

桂 労働条件のことは考へなければならぬ。その他のものは附帯的にやつてもよい。

大野 要素を考へる。給料生活者といふのはおかしくないか。

山中 被傭者と云ふと法律的には失業者が入らないからである。やとはれて生活する者を
意味する。

鮎沢 マツカツサーからは被傭者とすべきであるとして申る。

桂 協調組合について、企業の代表とはわからぬ、資本の代表者とすべきである。資本以
外の経営者もある。労働の代表も重役に入る。資本家の息のかゝつたものは入らぬ。然
しそれは妨げる必要はない。無きにまざる。

大野 〔二〕について

松岡 「オープン」でなければならぬと云ふことはよくない。組合と会社とが信義を以て
やつて申れば、当事者同志やつて申ればよい。言論の発達のためにも産業の発達のため
にも必要である。組合員たることを拒否する爲めに、色々のことがやれないと云ふこと
はなかつた。

桂 「クローズ」であれば、組合員でないといふ理由でやれなければ自由の原則に反しな
いか

松岡 團結せざる自由はない。失業する理由はない。

桂 失業する自由まではゆかない。

松岡 登録は□□に考へる。

桂 工場事業場の一部分が組合に入つて他のものが入らぬことが考へられる。その場合協
約の効力が及ばない部分があつてもよい。

松岡 そう云ふ場合があり得る。然し大多数のものが組合員として入つて申るのに、残り
ものが組合に入らないといふ実質的理由があるか

桂 □見を異にする場合がある。

松岡 そう云ふ場合は止むを得ない。それは工場の秩序に影響するから統一すべきである。

鮎沢 強要し得ないことを規定に出さないでよい。実力による外ない。

松岡 「オープン」でなければならぬといふことはいけぬ。

大野 (ロ) をとる。「オープン」でも「クローズ」でもない。次に設立について。

松岡 設立自由としただけでよい。財産を得たいもの□法人格を得たいものは届出であればよい。法人格をもつもののみが法律の保護をうけるとするのはおかしい。協約はその登録をすればよい。登録と法人格を結びつけるのはよくない。法人格をもつてかないものも協約できる。協約が拘束力をもつことは□けである。

山中 登録の中に色々のものを入れたのはよくない。

大野 協約は誰でもできる。登録と法人格とは別問題。つまり〔三〕は本文だけ。(イ)(ロ)はいらない。即ち組合中の特に法人格を得たいものだけが登録を必要とする。

教授会から末弘委員帰る。

末弘 定義は広く

大野 組合員は労働者並に□□者とす。更に労働者の生活条件とするのは如何

末弘 共済的なものをやるのは労働組合でない

松岡 条件だけでなく社会経済的な地位も考へたらよい

末弘 その気持はわかるがたゞそれを出すと□□的なもの入ってくる

桂 企業主の代りに資本のとしたい

大野 「クローズシヨツプ」の問題について、

松岡 前年末弘が大体二つ以上の労働組合の存在が望しい、両者の競合によつて労働条件の改善が行はれると言はれるが私は心配。労働組合の健全のためにも□□の発達のためにも望しくない。

一定の組合に加入するか否かは団体契約で□□する

大野 そのことはふれなくて、実力関係に委ねる。

大野 法人格の取得は自由にし届出にする。法人格がないものが協約した場合はどうか登録は協約の関連にしたが□登録の要件はいらない。

末弘 イギリス流にしてよい。ドイツ流にしないでよい。

大野 次に労働協約の問題

末弘 効力の部分が一番大事。社会局案と全じ(12条)

桂 効力は工場全体に及ぶか

末弘 含まれる

桂 外のものも含まれるか

末弘 含まれる。然し日本ではそこまでゆかない。

松岡 工場内のことは勿論全一産業の2/3以上まで及ぶ。而して何れから申請しても□□をもつことは必要だと思ふ。

末弘 そのことを法文で書くことは簡単である。然し2/3であるかどうかの認定は難しい。ドイツで最大多数のもの□の認定は行政官廳とす。その□□は精しく書く必要がある。

鮎沢 今度のを劃期的ものたらしむるために、協約はすべてのものに及ぶと云ふ風にすべきである。それと全時に全国的事業主の集り **Industrial Conference** をつくる。而して、警察行政から労働行政にうつす。全国的労働行政機構を□□に入れたい。協調組合は削除、賃金委員は別案。労務委員会が賃金委員会の仕事をやつてゆくようにする

末弘 官廳機構、労務委員、労働裁判所のことを考へる、労務委員については、ナショナル、地方、勤労署の三本建でゆく。

桂 労務委員でなく□□委員にせよ

末弘 労働省をつくれ、労働関係の代表者が閣議に於て発言権をもつようにする。

大野 争議問題について。

末弘 労務調停委員会に於て、労務事情の調査、呼出権、材料を出させる権利、団体交渉の斡旋、争議調停等を取扱ふようにする。争議調停法は役に立ゝない。もつと強力なものにしなければならぬ。そうでなければ事実上の調停にする。然しそれには呼出権、証據をとる権能がなければならぬ。通牒はよい、こう云ふ点が缺けてゐる。又代言者が余り天降り式に任命されている点も注意すべきである。

大野 名前をどうするか

桂 産業組織法とする

末弘 労働秩序組織法とする

鮎沢 労働関係法とする

大野 政治運動との関係をどうするか

末弘 政治目的の爲めに、経済的機関をつかつてはならぬ

大野 書ゝないでもやる。

桂 自由としてよい

松岡 政治基金制を認めたら如何

大野 賠償規定はどうするか

末弘 書いた方がよい

大野 免税はどうする

末弘 経済活動の免税は当然である。産業組合の例にならへ。